

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

次のとおり見積書の提出を招請します。

令和2年9月1日

分任支出負担行為担当官

千葉港湾事務所長 今野 頼夫

1. オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 千葉港湾事務所庁舎清掃（その2）（電子調達対象案件）
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和2年10月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 千葉県千葉市中央区中央港1-11-2 千葉港湾事務所
- (5) 電子調達システムの利用

本件は見積合わせを電子調達システムで行う対象案件である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、紙により見積書を提出すること。

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」で関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 見積合わせの時に関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 電子調達システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。

3. 問合せ先

〒260-0024

千葉県千葉市中央区中央港1-11-2

関東地方整備局 千葉港湾事務所 総務課 品質管理係

電話 043-243-9172 FAX 043-243-1939

4. 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和2年9月1日から令和2年9月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から18時00分まで

(2) 配布場所

- ① 電子調達システム URL : <https://www.geps.go.jp/>
- ② 関東地方整備局千葉港湾事務所ホームページ「発注情報→入札・契約情報」
HPアドレス <https://www.pa.ktr.mlit.go.jp/chiba/>
- ③ 上記によりがたい場合は、上記3. に申し出ること。窓口にて配布若しくはFAXにより送付する。

5. 仕様書等の質問

- ① 仕様書等に対して質問がある場合は、令和2年9月7日15時00分までに質問書（様式-2又は任意の様式）を電子調達システム、上記3. に持参、又はFAXにより提出すること。
- ② 質問の回答は令和2年9月14日までに電子調達システム及びFAXにより回答する。

6. 見積書の提出方法、期限及び場所

(1) 見積書は電子調達システム又は持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「持参等」という。）により提出するものとする。

(2) 提出期限

令和2年9月16日 14時00分

(3) 提出場所

上記3. に同じ

(4) 提出方法

- ① 見積者は、当該調達に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。
- ② 見積りに当たっては、調達物品等毎に単価及び金額並びに経費毎の金額の内訳を記載すること。ただし、電子調達システムによる場合は、契約の相手方に決定した後、当所が求める場合は速やかに内訳書を任意様式にて提出すること。
- ③ 見積書に記載する金額は、紙により見積書を提出する課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載すること。電子調達システムにより見積書を提出する場合は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含めない金額を記載すること。
- ④ 見積りに際し、納入を行う物品等は規格の指定されたものを除き、仕様書等で指定した規格等と同等以上のものとする。指定した規格等と異なる規格で見積を行う場合には、見積書締切日の前日12時までに「仕様等確認書」（様式1）及び商品の規格や仕様等が確認できる資料（カタログの写し等）を添付し

て上記3. に持参又はFAXにより提出して確認を受けること。なお、確認を受けていない規格外の物品の納入等は認めない。

- ⑤ 見積書の宛名は、「分任支出負担行為担当官 千葉港湾事務所長」宛てとすること。
- ⑥ 持参等により見積書を提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和2年9月17日見積合わせ〔千葉港湾事務所庁舎清掃（その2）〕の見積書在中」と朱書しなければならない。
- ⑦ 電子調達システムでは、見積参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、見積参加者が任意で設定した000～999の数字が必要なため、電子による見積者は、電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙による見積者は、見積書の余白に「電子くじ番号〇〇〇」と記載すること。

7. 見積合わせの日時及び場所等

(1) 日時

令和2年9月17日 10時00分

(2) 場所

上記3. に同じ

(3) その他

見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

8. 契約の相手方の決定方法

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で当所に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。

① 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者のみの場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号をもとに電子くじを実施の上、契約の相手方を決定するものとする。

② 同価格の見積りをした者が電子による見積事業者と紙による見積事業者とで混在する場合

電子による見積事業者が入力した電子くじ番号及び紙による見積事業者が任意で設定した電子くじ番号をもとに電子くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。

③ 同価格の入札をした者が紙による見積事業者のみの場合

紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は電話等で速やかに通知する。くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって当所の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、電子による見積事業者には電子調達システムにより通知し、紙による見積事業者には後日、当所閲覧室及びホームページ上で公開する。

9. 契約書の作成又は請書の提出の要否

不要

10. その他

- ① 本件の見積参加にあたっては、「関東地方整備局千葉港湾事務所オープンカウンター方式試行実施要領」を熟読すること。
- ② 当所の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- ③ 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法によるものとする。

F A X 0 4 3 - 2 4 3 - 1 9 3 9

仕 様 等 確 認 書

件 名 千葉港湾事務所庁舎清掃（その2）

| 仕様書等の品目 | 規 格 | 同等品として確認する 物品の品目・規格 |
|---------|-----|------------------------|
| | | |

令和 年 月 日

上記の件について、仕様等の確認を申請いたします。

住所

企業名称

氏名

電話番号

F A X 番号

担当者名

以下の欄は記入しないでください

申請のあった物品は、指定した物品と 同等品以上であること
同等品以上ではないこと を確認しました。

令和 年 月 日

関東地方整備局千葉港湾事務所

| 同等品以上として認められない場合、その理由 | |
|-----------------------|--|
| | |

質 問 書

「千葉港湾事務所庁舎清掃（その2）」の仕様書等について、以下のとおり質問を提出します。

| | | |
|----------|---------|--|
| 会社名又は団体名 | | |
| 住 所 | | |
| 所 属 部 署 | | |
| 提出者氏名 | | |
| 連 絡 先 | 電話番号 | |
| | F A X | |
| | メールアドレス | |

| 番号 | 資 料 名 | 項目名 図面名 | ページ 図番 | 行 | 質 問 の 内 容 |
|----|------------------|-------------|-------------|-------------|--------------------------------|
| 1 | (記入例) 見積依頼の公示 | (記入例) 〇〇 | (記入例) 〇〇 | (記入例) 〇〇 | (記入例) 〇〇については、△△という意味でしょうか。 |
| 2 | (記入例) 仕様書 | (記入例) 〇〇 | (記入例) 〇〇 | (記入例) 〇〇 | 〇〇については、△△という意味でしょうか。 |
| 3 | | | | | |

※注意事項

1. 質問は、簡潔かつ具体的に記載すること。
2. 資料名、質問の内容等は、上記記入例を参考に適宜書き換え記載すること。また、記入欄は必要に応じて追加すること。
3. 質問は、見積依頼の公示及び仕様書に関する事項とする。
4. 予定価格の類推が可能となる質問事項及び、積算基準等により常識的に判断出来る質問事項は対象外とし、これに該当する質問に対しては空欄回答とする。